

平成 29 年介護員養成研修(通学)

学則

(1) 目的

誰もが住み慣れた我が家で暮らし続けたいという願いを持っています。ホームヘルパーは、そんな願いを持つ高齢者や障害のある方の自宅を訪問して、家事や介護など様々な援助を行います。今、自宅で暮らし続けていくうえで様々な困難を抱える人々に対し、当事者の立場に立った介護従事者が必要とされています。そして、介護従事者にとって大切なことは高齢者や障害のある方の生きる意欲や力を支えることにあります。また、介護保険制度や障害者自立支援法という制度によって進められている「在宅福祉」や「自立支援」の理念を実現していくうえで、今後益々質の高いヘルパーのニーズが高まっていくと思われれます。そんな中で、思いやりのある、確かな知識と介護技術を持ったヘルパーの養成が重要となっています。このため本養成事業は、高齢者や障害児・者、難病患者等に対する介護に従事する方の養成を図るための知識及び技術を習得する研修を行うことを目的とします。

(2) 事業者実施主体

事業者名 社会福祉法人やながせ福祉会
所在地 姫路市勝原区下太田 571

(3) 研修事業の名称

平成 29 年度介護員養成研修（通学）

(4) 研修事業の実施期間

平成 29 年 7 月 18 日（火）～平成 29 年 9 月 26 日（火）

- <講義・演習> 平成 29 年 7 月 18 日（火）～平成 29 年 9 月 22 日（金）
- <同行訪問実習> 平成 29 年 8 月 2 日（水）～平成 29 年 8 月 31 日（木）の間 1 日
- <介護実習> 平成 29 年 9 月 4 日（月）～平成 28 年 9 月 9 日（土）の間 1 日
- <見学> 平成 29 年 9 月 26 日（火）
- <修了評価> 平成 29 年 9 月 22 日（金）

(5) 研修事業の実施場所

<講義・演習・基本的介護技術・修了評価>

特別養護老人ホーム 大津みやび野ホーム（姫路市大津区大津町一丁目 31-111）

<介護実習>

特別養護老人ホーム 姫路・勝原ホーム（姫路市勝原区下太田 573）

特別養護老人ホーム 第二姫路・勝原ホーム（姫路市勝原区下太田 201）

特別養護老人ホーム 大津みやび野ホーム（姫路市大津区大津町一丁目 31-111）

<訪問介護事業同行訪問>

ヘルパーステーション言の葉（姫路市勝原区宮田 709-7）

有限会社 KOKORO（姫路市青山北 1 丁目 16-5）

<在宅サービス提供現場見学>

勝原デイ・サービスセンター（姫路市勝原区下太田 573）

第二勝原デイサービスセンター（姫路市勝原区下太田 201）

大津みやび野デイサービスセンター（姫路市大津区大津町一丁目 31-111）

(6) カリキュラム (別紙 1) のとおり

(7) 講師の氏名、担当科目 (別紙 2) のとおり

(8) 受講資格、募集人員及び募集方法

受講資格：訪問介護事業に従事しようとする者、又は既に従事している者、若しくは家庭で或いはボランティア等で介護に携わっている者。

募集人員：20名

募集方法：チラシ配布やホームページ掲載並びにマスメディアへの掲載等

(9) 受講申し込み手続き及び受講者の決定

(受講申し込み手続き)

指定申込書に必要事項記入の上 FAX にて受付。(電話またはメールにおいても受付可)

受付期日：平成 29 年 7 月 11 日 (火)

記入事項：氏名・住所・TEL・FAX・年齢・性別・メールアドレス

(受講者の決定)

書類審査の上受講者を決定し、受講決定通知書にて通知。

受講決定通知書を受け取った受講生は指定の期日までに受講料を納入。

(10) 受講者負担金

受講料：54,000 円 (税込)

テキスト代：6,000 円 (税込)

合計：60,000 円 (税込)

※昼食代、交通費などの実費は各自負担

(11) 使用テキスト

財団法人 介護労働安定センター「介護職員初任者研修テキスト」

兵庫県発行「訪問介護・介護予防訪問介護の手引き」

(12) 研修修了者の認定方法

全科目受講修了者で当事業の指定事業者修了評価基準に達した者に対し認定。

・修了評価（講義科目）70 点以上

・修了評価（演習科目）担当講師による採点基準による。

修了認定者に厚生労働省が定める兵庫県県民センター長が指定した修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付。やむを得ず研修の一部を受講できなかったものについては、2 科目を限度として当該研修の期間内に補講を行う。

(13) その他、研修事業に関わる留意事項

次の各号に該当する者にあつては、受講資格を取り消すことがあります。

① 受講態度が悪く改善の見込みが無いと認められる者

② 学力劣等で修了の見込みが無いと認められる者

③ 正当な理由がなく、出席が常でない者